

令和4年4月22日
秋田森林管理署
仙 北 市

仙北市田沢湖玉川地区の国有林への入林禁止措置について
(お 知 ら せ)

仙北市田沢湖玉川地区の国有林では、平成29年・30年、山菜採りのため入林された方が、ツキノワグマによるとみられる被害によりお亡くなりになるという事故が発生しております。

このため、秋田森林管理署及び仙北市では、これらの深刻な被害状況を踏まえ、秋田県や警察等の関係機関と検討・調整した結果、昨年に引き続き、この春の雪解けから秋の降雪までの期間、当該地区の国有林への入林を禁止することと致しました。

具体的には、国道341号線沿いからの森林への入林を規制するため規制線や看板の設置を行うとともに、当該地区の国有林に接続する林道の入口に進入禁止のゲートを設置するなどの措置をとることと致します。

山菜採りなどで入林を予定されていた皆さまにはご迷惑をお掛け致しますが、これまでの痛ましい事故を踏まえての措置となりますことについてご理解の程よろしくお願い致します。

なお、次年度の取扱いについては、引き続き関係機関と検討・調整を行うこととしております。

(お問合せ先)
秋田森林管理署
018-882-2311 (代表)
仙北市農林整備課
0187-43-2207 (代表)